

普通傷害保険

改定前	改定後
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約 第1条（保険金を支払う場合） (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症（*1）を発病した場合は、この特約および普通約款（*2）の規定に従い保険金（*3）を支払います。 (2) (1)の発病の認定は、医師（*4）の診断によります。以下同様とします。 （*1） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（*5）第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、<u>同条第4項の三類感染症、同条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（*6）</u>をいいます。以下この特約において同様とします。 （*2） 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。 （*3） 後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下この特約において同様とします。 （*4） 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。 （*5） 以下この特約において「法」といいます。 <u>（*6） 法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u> （略） 第5条（入院保険金の支払） (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。 入院保険金日額（*1） × 入院した日数（*2） = 入院保険金の額 (2) 当会社は、被保険者に就業制限（*3）が課された場合は、入院したものとみなします。 (3) 被保険者がこの特約または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。 （*1） 保険証券記載の入院保険金日額をいいます。	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約 第1条（保険金を支払う場合） (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症（*1）を発病した場合は、この特約および普通約款（*2）の規定に従い保険金（*3）を支払います。 (2) (1)の発病の認定は、医師（*4）の診断によります。以下同様とします。 （*1） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（*5）第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症 <u>または</u> 同条第4項の三類感染症をいいます。以下この特約において同様とします。 （*2） 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。 （*3） 後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下この特約において同様とします。 （*4） 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。 （*5） 以下この特約において「法」といいます。 （略） 第5条（入院保険金の支払） (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。 入院保険金日額（*1） × 入院した日数（*2） = 入院保険金の額 (2) 当会社は、被保険者に就業制限（*3）が課された場合は、入院したものとみなします。 (3) 被保険者がこの特約または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。 （*1） 保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

普通傷害保険

改定前		改定後	
(※2) 180 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。 (※3) 法第 18 条第 2 項の規定 <u>(※4)</u> による就業制限をいいます。 <u>(※4) 法第 7 条第 1 項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u> (略)		(※2) 180 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。 (※3) 法第 18 条第 2 項の規定による就業制限をいいます。 (略)	
第 9 条（保険金の請求）		第 9 条（保険金の請求）	
(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。		(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。	
①	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時	①	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
②	入院保険金については、第 1 条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時	②	入院保険金については、第 1 条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
③	通院保険金については、第 1 条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が 90 日に達した時または発病の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時	③	通院保険金については、第 1 条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が 90 日に達した時または発病の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。		(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。	
①	保険期間中に特定感染症を発病したこと、その感染症の程度またはその感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書	①	保険期間中に特定感染症を発病したこと、その感染症の程度またはその感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書
②	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	②	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
③	被保険者に就業制限(※1)が課されたことおよび就業制限日数を記載した医師または公的機関の証明書	③	被保険者に就業制限(※1)が課されたことおよび就業制限日数を記載した医師または公的機関の証明書
④	被保険者の印鑑証明書	④	被保険者の印鑑証明書
⑤	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書	⑤	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑥	その他当会社が普通約款第 28 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	⑥	その他当会社が普通約款第 28 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。		(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。	
①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※2)	①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※2)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族	②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

普通傷害保険

改定前		改定後	
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*2)または②以外の3親等内の親族	③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*2)または②以外の3親等内の親族
(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。 (5) 当社は、事故の内容または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)の表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。 (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。 (*1) 法第18条第2項の規定(*3)による就業制限をいいます。 (*2) 普通約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。 <u>(*3) 法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u> (略)		(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。 (5) 当社は、事故の内容または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)の表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。 (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。 (*1) 法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。 (*2) 普通約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。 (略)	